

障がい者(児)に関する各手当制度のご紹介

～特別児童扶養手当～

「特別児童扶養手当」は、精神または身体に一定程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、障がいを理由に年金を受けることのできる児童や児童福祉施設などに入所している児童などは対象となりません。

◆支給額(月額)

障がい等級 1級 58,450 円
障がい等級 2級 38,930 円

◆支給期日

毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分もしくは当月分までの4か月分が支給されます。

～障害児福祉手当・特別障害者手当～

「障害児福祉手当」は、精神または身体に重度の障がいを有するために日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して支給される手当です。

「特別障害者手当」は、精神または身体に著しく重度の障がいを有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に対し支給される手当です。

◆支給額(月額)

障害児福祉手当 16,560 円
特別障害者手当 30,450 円

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までの3か月分が支給されます。

※受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定額以上であるときは支給されません。

※各手当を受給するには認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求をしないと支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況により異なりますので、詳細は豊浦町総合保健福祉施設やまびこ 保険福祉係 (☎ 82-3843) までお問い合わせください。



児童巡回相談のお知らせ

児童の保護者を対象に育児・発達の問題や療育手帳申請等について、室蘭児童相談所の児童福祉士および判定員がご相談に応じます。

相談を希望される方は、やまびこ保険福祉係までご連絡ください。なお、事前に所定の調査票を提出していただきます。

【日 程】 6月16日(火)

【時 間】 午前10時～午後4時

【場 所】 総合保健福祉施設やまびこ

【申込期限】 5月8日(金)まで

(定員がありますのでお早めにお申し込みください)

【担 当】 やまびこ保険福祉係(☎ 82-3843)

